平成２４年（フ）第４７５号
和歌山県海南市下津町下567番地２　下団地Ｃ1104号
債務者　衣奈博康建築板金こと　衣奈　博康
1　決定年月日時　平成25年３月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第５０４号
和歌山市秋葉町４番22号　フォーレストハウス201号
債務者　岩橋　一也
1　決定年月日時　平成25年３月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第３３号
和歌山市杭ノ瀬143番地の36
債務者　スナック茜草こと　穴井　道子
1　決定年月日時　平成25年３月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第３４号
和歌山市北出島１丁目２番15号　上田荘１Ｆ１号室
債務者　小酒井　尚
1　決定年月日時　平成25年３月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第９１号
山口県宇部市大字西岐波6542番地８
債務者　松本　　聡
1　決定年月日時　平成25年３月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで　山口地方裁判所宇部支部

平成２５年（フ）第２２号
香川県高松市屋島西町678番地70　アルファシティ屋島四番館704
債務者　松久　　眞
1　決定年月日時　平成25年３月14日午後２時５分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２５年（フ）第３６号
香川県高松市円座町1673番地１　小倉ハイツＣ棟102号室
債務者　片田　裕也
1　決定年月日時　平成25年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２５年（フ）第１号
香川県観音寺市大野原町大野原5361番地１
債務者　合田　英隆
1　決定年月日時　平成25年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで　高松地方裁判所観音寺支部

平成２５年（フ）第３号
香川県観音寺市大野原町大野原5361番地１
債務者　合田　智哉
1　決定年月日時　平成25年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで　高松地方裁判所観音寺支部

平成２５年（フ）第２０号
茨城県つくば市上横場2434番地２　ドリームハイツ201号
債務者　島田　　明
1　決定年月日時　平成25年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第６号
石川県鳳珠郡穴水町字曽山への45番地１
債務者　山下長一郎
1　決定年月日時　平成25年３月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月12日まで　金沢地方裁判所輪島支部

平成２５年（フ）第１７号
仙台市青葉区花京院１丁目５番25―502号
債務者　秀崎　里芳
1　決定年月日時　平成25年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第７１号
仙台市太白区向山１丁目４番３―102号、住民票上の住所仙台市太白区秋保町長袋字中原11番地
債務者　山本　倫子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成25年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第８６号
仙台市宮城野区安養寺１丁目11番11号
債務者　黒澤　順子
1　決定年月日時　平成25年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第５７号
茨城県笠間市大郷戸612番地１
債務者　岡野　　孝
1　決定年月日時　平成25年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで　水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第７１号
茨城県那珂市竹ノ内２丁目８番地１、前住所茨城県水戸市水府町1476番地
債務者　安藤　理絵（旧姓蓮實）
1　決定年月日時　平成25年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで　水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第７３号
茨城県笠間市旭町16番地３　グランデム笠間205
債務者　野口ミチ子
1　決定年月日時　平成25年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで　水戸地方裁判所